

👉 子ども・子育て支援新制度について 👈

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上を進めていくための制度です。

新制度に移行した施設や事業の利用を希望する場合には、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。教育・保育給付認定は3区分に分かれているので、認定区分に合わせてお申し込みください。

	<p>問い合わせ先 大鰐町役場 保健福祉課 福祉係 0172-55-6568 (直通)</p>
---	---

目次

教育・保育給付認定制度について

1. 給付制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 教育・保育給付認定について・・・・・・・・・・・・ 2
3. 利用決定までの流れについて・・・・・・・・・・・・ 4
4. 利用申し込みに必要な書類について・・・・・・・・ 5
5. 利用申し込みの本人確認に必要なものについて・・ 6
6. 利用調整について（2・3号認定）・・・・・・・・・・ 7
7. 利用申し込み締切について・・・・・・・・・・・・・・ 7
8. 大鰐町内の認定こども園・保育園一覧・・・・・・・・ 7

利用申し込みにあたっての注意事項・・・・・・・・・・ 8

保育料について

1. 保育料（利用者負担額）の算定について・・・・・・・・ 9
2. 保育料の切り替えについて・・・・・・・・・・・・・・ 9
3. 保育料の軽減について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
4. 保育料の納入について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
5. 副食費（おかず、おやつ代）について・・・・・・・・ 11

広域入所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

支給認定の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

よくあるご質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

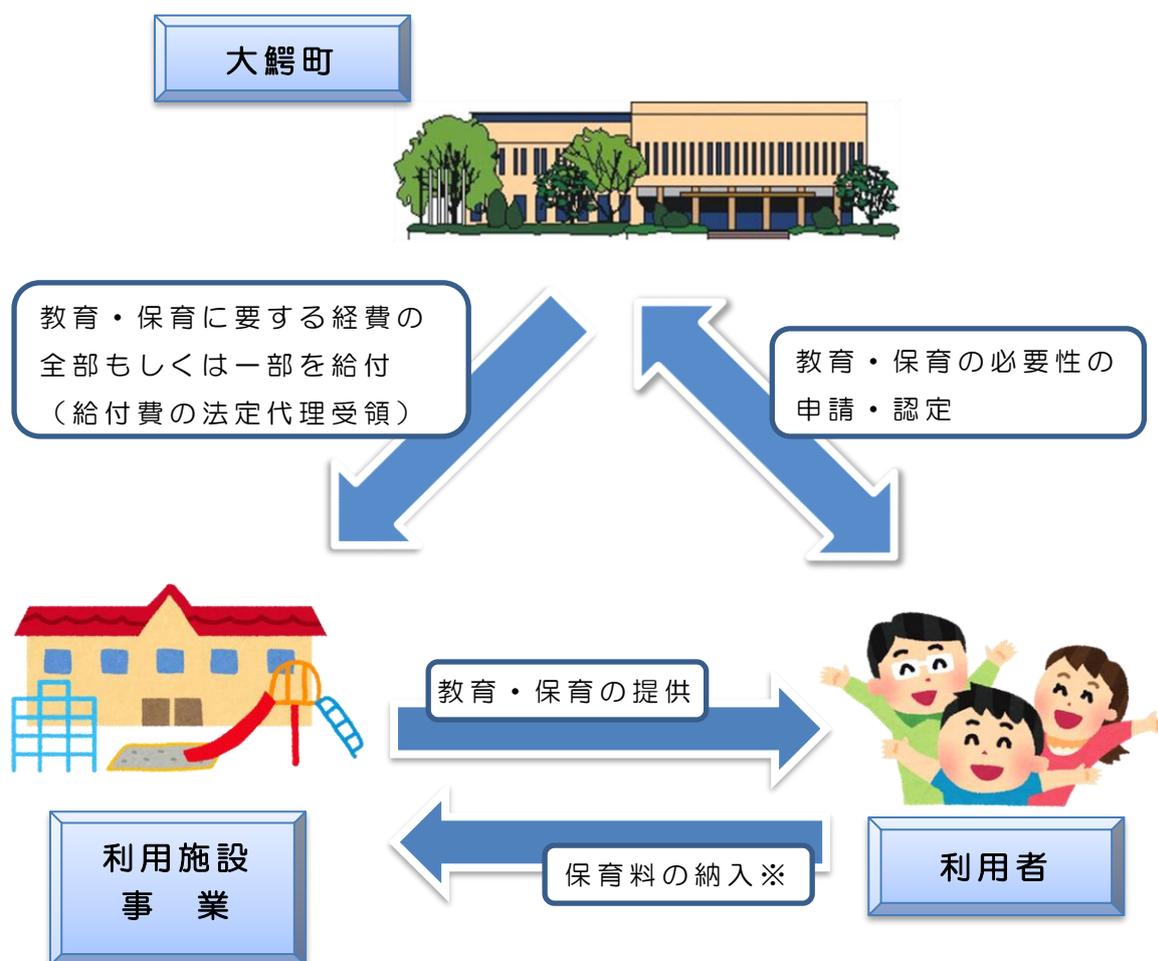
1. 給付制度について

給付の対象となる施設等を利用した場合、施設等が教育・保育を提供するために必要とする経費の全部もしくは一部を、国・県・市町村が利用者に給付費として支払うものです。

この給付費は、確実に教育・保育に要する費用に充ててもらうため、利用者の皆様には直接的に給付せず、町から施設などに支払う仕組みである「法定代理受領」となっています。（新制度に移行する幼稚園や認定こども園が該当します。）。

※私立保育所を利用する場合、保育料は施設ではなく町に対して納入します。

法定代理受領のイメージ

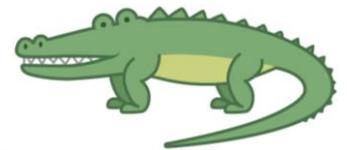
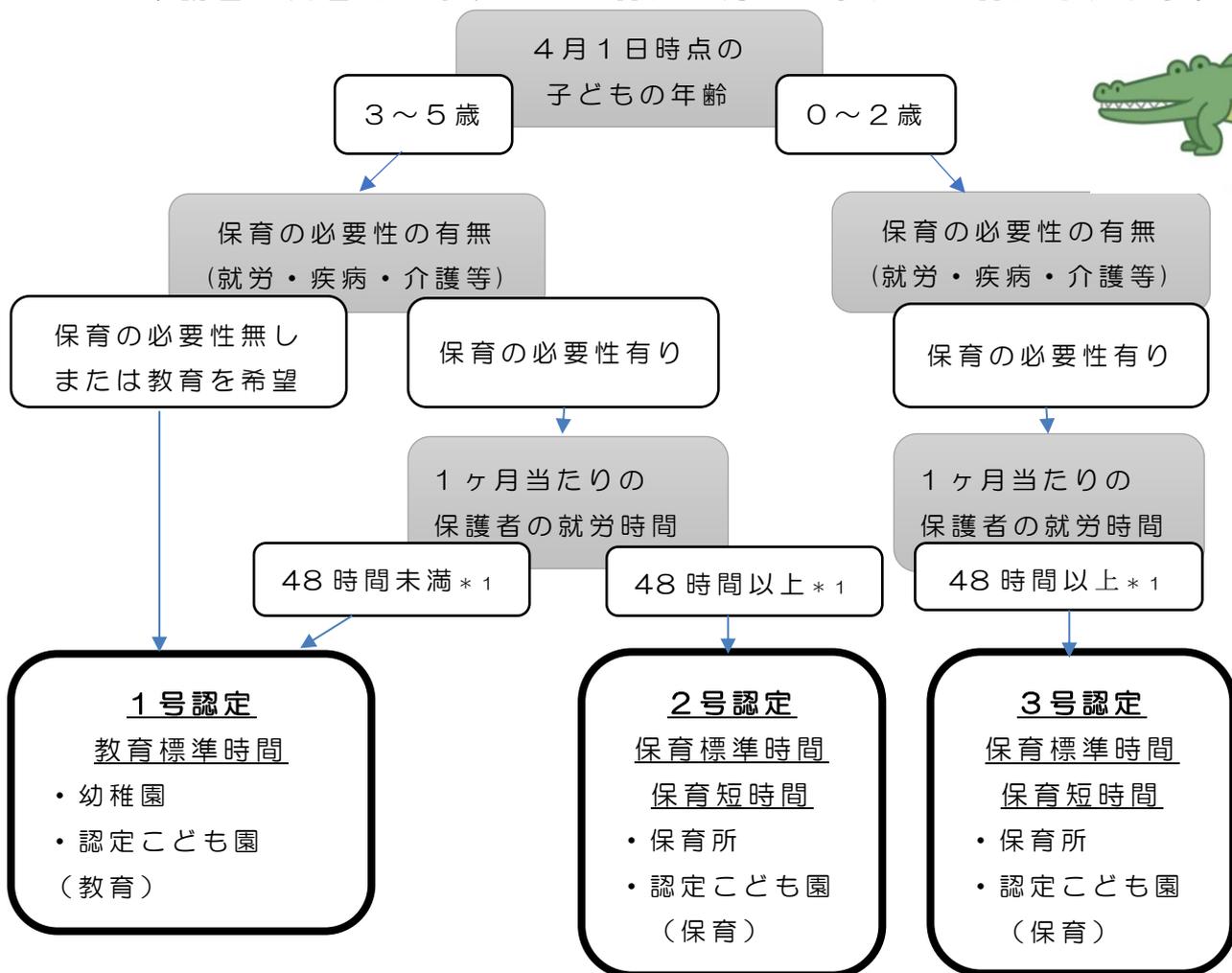


2. 教育・保育給付認定について

施設の利用を申し込みする際、教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書を提出していただきます。保育を必要とされる場合は、保育を必要とする理由、保育の必要量等を国が定める基準により、町が客観的に審査し認定します。

(1) 教育・保育給付認定について

申請書の内容により、3つの認定区分のいずれかに認定されます。



教育標準時間・・・利用時間は1日 4時間

保育標準時間・・・利用時間は1日 11時間まで

保育短時間・・・利用時間は1日 8時間まで

*1：1カ月当たりの保護者の労働時間は、保護者1人当たりの就労時間です。保護者で時間が異なる場合は時間が少ない方で判断します。

*：実際に受け入れられる年齢や利用時間は各施設によって異なります。

*：幼稚園には新制度に移行した幼稚園と、旧制度の幼稚園（未移行幼稚園・国立大学附属幼稚園）の2種類があります。旧制度の幼稚園に関して、利用料が補助対象となる場合がありますので、詳しくは町へお問い合わせください。

(2) 保育の必要量の認定について（※1号認定には必要ありません。）

保育施設等を利用できる時間は、保育を必要とする事由と保護者の状況により「保育標準時間」と「保育短時間」に認定されます。

保育の必要な時間が月48時間に満たない場合、2・3号認定で教育・保育給付認定を受けることはできないため、保育利用の申し込みをすることはできません。

保育を必要とする事由	区分
就労	月48～120時間未満の場合：保育短時間 月120時間以上の場合：保育標準時間
出産前後	保育標準時間
介護・就学	月48～120時間未満の場合：保育短時間 月120時間以上の場合：保育標準時間
疾病・障がい	保育標準時間
災害	保育標準時間
求職活動中	保育短時間
保育所等を利用中に育児休暇取得	保育短時間
その他、町が認める場合（虐待・DV等）	保育標準時間

(3) 教育・保育給付認定の有効期間

保育を必要とする事由ごとに、認定の有効期間が定められています。原則として、有効期間を超えた利用はできません。

支給認定区分	認定期間
1号認定	小学校就学前まで
2号認定	
3号認定	3歳の誕生日の前々日まで

ただし、保育を必要とする事由によって、有効期間が異なります。

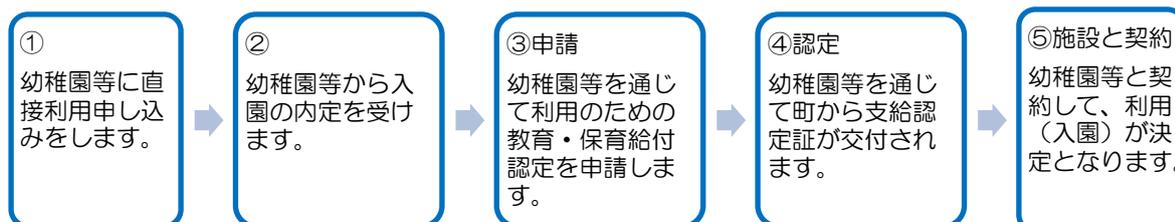
保育を必要とする事由	支給認定の有効期間
就労	お子さんの就学まで
求職活動	認定から90日を経過する日が属する月の末日まで
就学・職業訓練	卒業予定日または終了予定日が属する月の末日まで
妊娠・出産	【開始日】 出産予定日の8週間前の日が属する月の初日 【終了日】 出産予定日から起算して8週間経過する日の翌日が属する月の末日
育児休業	復職予定日まで※

※育児休業を主な理由とした新規申請はできませんが、育児休業終了前は就労扱いとなる場合があります。詳しくは8ページより。

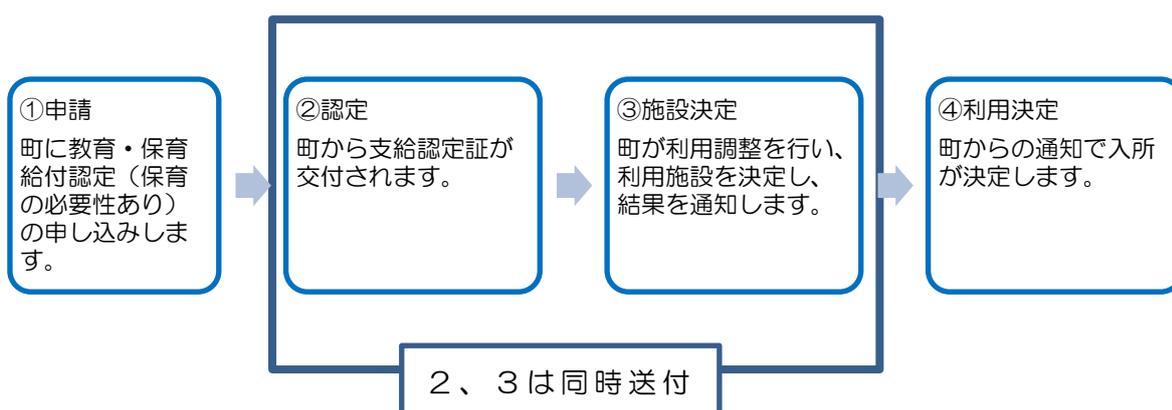
3. 利用決定までの流れについて

幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育の利用までの流れは、以下の通りになります。また、入所月の初日に本町に住民登録があるとし、転入予定の場合は、アパート等の賃貸借契約書の写し、工事請負契約書の写し、転入予定証明書が必要となります。

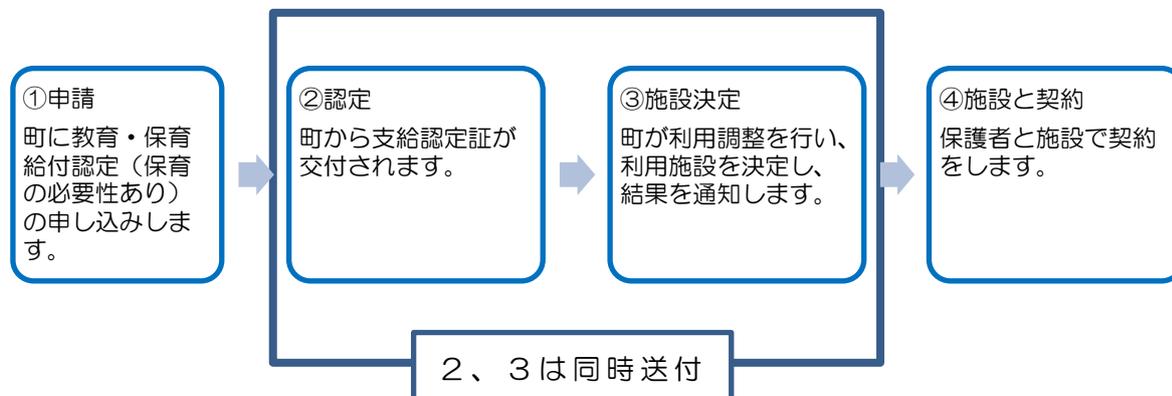
① 幼稚園・認定こども園の場合（1号認定）



② 保育所の場合（2・3号認定）



③ 認定こども園・地域型保育の場合（2・3号認定）



4. 利用申し込みに必要な書類について

	教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書	保育が必要であることを証明する書類
1号認定	必要 施設へ提出	不要
2・3号認定	必要 町窓口へ提出	必要 ★下記書類が必要

★保育が必要であることを証明する書類

保護者等の状況	提出書類
就労している場合	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 ※月48時間以上の就労状況を証明するもの ※証明内容は月120時間以上の就労ではないものの、通勤やシフト等の理由により保育標準時間を希望する場合は申立書が必要です。(必ずしも申立内容が認められるとは限りません。)
保護者が産前産後の場合	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の氏名と出産予定月掲載ページの写し
保護者が長期療養を要したり障がいのある場合	次の書類 <ul style="list-style-type: none"> 診断書 身体障害者手帳、愛護(療育)手帳、精神障害者保健福祉手帳などの氏名、等級、交付年月日記載ページの写し(交付されている場合)
保護者が病人や障がい者などの看護や介護をしている場合	次の書類 <ul style="list-style-type: none"> 診断書 申立書(介護・看護用) 身体障害者手帳、愛護(療育)手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証などの氏名、等級、交付年月日記載ページの写し
災害等で被災した自宅等の復旧活動を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> り災証明書などの写し
職業訓練校、大学、専門学校などに通学している場合	<ul style="list-style-type: none"> 在学(籍)証明書(受講期間が記載されたもの)の原本 ※月48時間以上の受講状況がわかるカリキュラム表などの写しを添付
求職活動をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> 求職活動申立書兼誓約書
その他、町が認める場合	虐待、DV等に該当する場合、町にご連絡ください

※利用料決定に必要な書類

(以下に該当する方は、申込書にさらに添えて提出してください)

利用料決定に提出が必要な場合	提出書類
入所希望児童本人又は同居者が次の手帳などの交付を受けている場合	・手帳等の写し ※特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書、身体障害者手帳、愛護（療育）手帳、精神障害者保健福祉手帳など
保護者がひとり親の場合※	・児童扶養手当証書の写し等

◎受付窓口

大鰐町役場 保健福祉課⑦窓口

5. 利用申し込みの本人確認に必要なものについて

申し込みの際に本人確認を行いますので、次の書類を必ずお持ちのうえ、受付窓口へお越しください。

(1) 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書の「保護者氏名」欄に氏名が記入されている方が申し込み（来庁）するとき

- ①本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ②マイナンバーの番号確認ができる書類（通知カードなど）

(2) 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書の「保護者氏名」欄に氏名が記載されている方以外の方が申し込み（来庁）するとき

- ①委任状
- ②窓口で申し込みする方の本人確認ができる書類（運転免許証など）
- ③「保護者氏名」欄に氏名を記載した方のマイナンバーの番号確認ができる書類（通知カードなど）



6. 利用調整について（2・3号認定）

各施設には定員があり、利用限度枠が定められています。申し込みの多い施設は、利用調整（選考）を行い、保育の必要度が高いと判断される方から順番に利用を決定（内定）し、保護者に結果をお知らせします。

保育所については町が利用の可否を決定後、結果を保護者へ通知します。

認定こども園・地域型保育については、利用調整の結果を町から送付後、保護者と認定こども園・地域型保育事業者との契約により利用（入園）が決定します。

希望する月に希望する施設への利用が決定（内定）しない場合もあります。利用申し込みの際は、希望する施設や利用が決定しなかった場合の対応などについても十分にご検討くださるようお願いいたします。

なお、認定こども園・地域型保育事業者との契約時期については、各施設にお問い合わせください。

7. 利用申し込み締切について

利用開始日	申し込み締切日
令和7年度 4月1日～	一次募集：令和6年12月27日 二次募集：令和7年1月31日 三次募集：令和7年2月28日 広域入所：令和7年1月31日 ※広域入所の場合は上記期間によらず、早めにご相談ください
令和7年度 5月1日～3月1日	前の月の15日まで (原則、希望月の1日入所となります。)
広域入所の場合	前の月の5日まで (原則、希望月の1日入所となります)

※緊急性が高いと判断された場合には、この限りではありません。

8. 大鰐町内の認定こども園・保育所一覧

公・私	施設類型	施設名	所在地	電話番号
私	幼保連携型 認定こども園	おおわに文化幼稚園	大鰐字前田 15-1	49-1122
私	幼保連携型 認定こども園	おおわに文化幼稚園 あじゃら東分園	長峰字前田 334-7	48-2110
私	保育園	大鰐保育園	虹貝字清川 151-3	48-2285
私	保育園	蔵館保育園	蔵館字山下 55-3	48-3805

利用申し込みにあたっての注意事項

(1) 利用申し込みにあたっては、お子さんを連れて事前に希望する施設の見学を行い、保育内容や保育時間、施設の様子などについて確認するようにしてください。

見学を希望する場合、見学できる時間などについては、直接利用を希望する施設にお問い合わせください。

(2) 教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書を提出後、世帯の状況などに変更がある場合、利用調整の際の優先度や支給認定の内容、保育料の算定にかかわる場合がありますので、すみやかに町へ書類を提出してください。

詳しくは、この冊子の14ページをご覧ください。

(3) 出産後職場復帰する為にお子さんの利用が決定した場合でも、保育所・認定こども園・地域型保育へ通園できるのは生後8週以降となります。

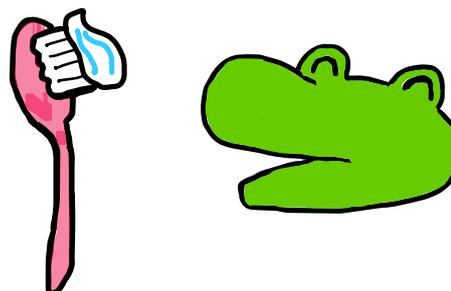
(4) 育児休業期間中は保育所・認定こども園・地域型保育を利用できる基準に該当しない(家庭保育が可能と判断される)ため、新規に利用を申し込むことはできません。

申し込みの際は、育児休業明けの日が証明できる書類(育児休業期間が明記された就労証明書など)が必要となります。

育児休業期間終了の日の翌日が1～15日までの場合は前月の1日から、16日以降の場合はその月の1日からの利用申し込みが可能です。

例	育児休業期間終了日が7月14日	:	6月1日からの利用申し込み可能
	育児休業期間終了日が7月15日	:	7月1日からの利用申し込み可能

(5) 「慣らし保育」の制度自体はありませんが、(4)のとおり育児休業期間の終了前から保育所・認定こども園・地域型保育を利用できるように設定しております。入所が決定してから育児休業が明けるまでの期間を慣らし期間としてご活用ください。



1. 保育料（利用者負担額）の算定について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がはじまり、1号認定と2号認定（3歳～5歳児クラスの児童で満3歳児を含まない）に関して利用料が無償となります。3号認定（0歳～2歳児クラスの児童で満3歳児を含む）はこれまでどおり、保護者負担となります。

大鰐町では、保育料を国の基準額に対して低く設定しています。

保育料は、お子さんの父母の市町村民税額により決定しますが、同一世帯に属して生計を同じくしている扶養義務者である祖父母等が家計の主宰者である場合は、祖父母等の市町村民税額の合算等により決定します。

家計の主宰者（生計を維持する中心となる人）については、父母の所得状況や、お子さんを扶養の対象としているか等を総合的に判断し決定します。

利用中に祖父母等と同一世帯となった場合は、その月から保育料が変更になることがあります。

保育料算定のため、児童が保育所・認定こども園・地域型保育を利用している期間、税務課の課税資料を確認しますので、申告されていない方は必ず申告していただくようお願いいたします。

所得額とは、給与等の場合は給与所得金額（給与収入とは異なります。）、自営業・農業の場合は、収入金額から必要経費を差し引いた所得金額のことです。

2. 保育料の切り替えについて

保育料は4月と9月に切り替えとなります。

4月は年齢区分の変更による切り替え、9月は市町村民税額の年度変更による切り替えです。

税の申告が遅れた場合や修正申告をした場合は、保育料が変更になる場合があります。

保育料の基準額は毎年改定されます。

- 4月～8月の保育料
前年度市町村民税額等に基づき算定
- 9月～3月の保育料
当該年度市町村民税額等に基づき算定

3. 保育料の軽減について

平成28年4月からの国の基準変更に伴い、年収約360万円未満相当の世帯（市町村民税額によって判断します）については多子軽減にかかる年齢制限が撤廃されるため、施設を利用しているお子さんが1人であっても、保護者と生計を一にする兄弟がいる場合、保育料が軽減される場合があります。また、年収約360万円未満相当のひとり親家庭等世帯については、施設を利用している1人目のお子さんであっても保育料が軽減される場合があります。

なお「保護者と生計を一にする兄弟」には、同居はしていないが生計同一と認められる場合も含まれます。

※1 この場合の「保護者と生計を一にする」とは、勤務、就学などの余暇には起居を共にすることを常例とする場合、もしくは学生、施設入所中など生活費、療養費等の送金が継続して行われる場合になります。該当する兄弟がいる場合、「教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書」の家族状況を記載する欄に氏名等を記載し、あわせて「利用に関する申立書（生計を一にする別居児童用）」を提出してください。

4. 保育料の納入について

（1）保育所の場合

口座振替または納入通知書（納付書）による支払

※原則、口座振替となっております。

各月ごとに、納入期限までに必ずお支払いください。なお、納入期限を過ぎると督促手数料100円が加算されることがあります。

保育料の未納は、保育所運営等に重大な損失を及ぼします。必ず納めてください。

（2）認定こども園・地域型保育の場合

利用施設に直接納入することになります。施設ルールに従い、納期限に遅れないように納入してください。納入方法についての詳細は、直接施設にお問い合わせください。

5. 副食費（おかず、おやつ代）について

副食費については保育料の中から支払われます。保育料が発生しない児童（1・2号認定）に関しては施設に直接支払ってもらいます。納入方法については、施設にお問い合わせください。

また年収360万未満相当の世帯または第3子児童に関しては、副食費が免除となる場合があります。免除対象者には町から別途通知します。

広域入所について

「広域入所」とは

- ①大鰐町内に住んでいるお子さんが大鰐町外の施設を利用する
 - ②大鰐町外に住んでいるお子さんが大鰐町内の施設を利用する
- 2つのケースがあります。

広域入所については、実施していない市町村もありますので、利用申し込みの際には、事前にご確認ください。なお、大鰐町外の施設を利用する場合、年度ごとの更新となります。施設の状況によっては、年度を超えての継続利用ができない場合もあります。

（1）大鰐町内にお住いの（住民票をおいている）方で、大鰐町外にある施設の利用を希望する場合。

大鰐町の所定の様式を使用して、大鰐町へお申し込みください。

申し込み締切日については、施設がある市町村の締切日に従いますので、時間的に余裕をもってお申し込みください。

利用調整は施設がある市町村が行います。

町内の施設を希望したお子さんよりも、結果についての通知が遅れる場合がありますのでご了承ください。

（2）大鰐町外にお住いの（住民票のおいている）方で、大鰐町内にある施設の利用を希望する場合。

お住いの（住民票のある）市町村が申し込みの窓口となります。

申し込みに必要な書類や申し込み締切日などについては、お住いの市町村までお問い合わせください。

町内のお子さんの利用調整後に、町外から申し込みのあったお子さんの利用調整を行いますので、町内のお子さんよりも結果の通知が遅れる場合がありますのでご了承ください。

1. 支給認定の変更手続きについて

支給認定を受けた後、住所、氏名、家族構成などに変更があった場合は、支給認定の内容が変更になります。

住所や家族構成、家族の状況が変わることで、お子さんの保育料が変更になる場合がありますので、変更が生じた際は、速やかに手続きしてください。

◎変更手続きの際の身分確認に必要なもの

- (1) 支給認定証（交付されている方のみ）
- (2) 判子
- (3) 支給認定の申請を行った際に「保護者氏名」欄に氏名を記載した方のマイナンバーがわかるもの（通知カードなど）

※（3）の方が来庁できない場合に上記のものに追加で必要なもの

追加① 委任状

追加② 来庁した方の顔写真付の身分証明書（運転免許証等）

保育を必要とする事由に変更があることで、保育の必要量（標準時間、短時間）が変更になる場合がありますので、速やかに手続きしてください。

正当な理由なく申請・届出しなかったり、虚偽の内容で書類を提出したと認められる場合は、お子さんの支給認定を取消すことがあります。支給認定が取消されると、施設の利用ができなくなりますのでご注意ください。

以下のような場合は手続きが必要となります。保健福祉課⑦窓口にて手続きを行ってください。

支給認定の有効期間が終了するとき	3号認定の児童が満3歳を迎え、2号認定になる際の手続きは不要です。役場から2号認定の支給認定証が送付されるので、3号認定の支給認定証は役場保健福祉課福祉係⑦番窓口へお返してください。
証明書類に期限があるとき	保育を必要とする事由が ・妊娠、出産・求職活動・就学・職業訓練・育児休業の場合、有効期間1週間前までに新しい証明書類を提出してください。

(3) 保育を必要とする事由に変更が生じた場合

事由	添付書類	提出期限
○新たに就労したとき ○産休・育休後に復帰するとき	就労証明書	有効期間終了の 1週間前
○出産予定があるとき	母子手帳の氏名と出産予定月掲載の ページの写し	すみやかに
○退職したとき	保育が必要であることを証明する書類	すみやかに
○疾病・介護等	診断書・申立書（介護・看護用）	すみやかに

※求職活動をしているが認定期間内に就労見込がないときは、保健福祉課⑦窓口までお越しください

(4) 転園・退園のとき

- 転園日**…転園日に応じた申し込み締切日までに保健福祉課⑦窓口にて
て手続をしてください。
- 退園日**…退園希望月の25日までに保健福祉課⑦窓口手続きをして
ください。
- 認定こども園（1号認定）または幼稚園へ転園するときは直接園へお
申し込みください。
- 転園が決まったとき、退園するときは、現在利用している園へ退園の
連絡をしてください。



(5) 認定内容や世帯状況が変わったときの手続きに必要な書類について
「教育・保育給付認定変更申請書」と「支給認定証」(交付されている場合)を次の書類と併せて提出してください。

状況	必要書類
2号→1号認定へ変更	①教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書
1号→2号認定へ変更	①教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書 ②就労証明書等の保育に欠ける事由を証明する書類
支給認定内容の変更 (事由・有効期間など) ※事由によって必要書類が 違うのでご注意ください	<ul style="list-style-type: none"> ・就労先の変更→①就労証明書 ・就労していたが新たに産休を取得→ ①母子手帳等の写し(出産予定日の確認) ・産休後に新たに育児休暇を取得→①就労証明書 ・退職し求職活動を開始→①求職活動申立書兼誓約書
利用保育施設の変更(転園)	①教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書 ②就労証明書等の保育に欠ける事由を証明する書類 (2・3号認定の場合) ③保育所退所届(保育所の場合) ③退園を証明できるものの写し(認定こども園の場合)
ひとり親となった	①児童扶養手当証書またはひとり親医療費受給資格書の写し
ひとり親だったが結婚した	①配偶者の就労証明等 ※配偶者が転入の場合、課税証明書が必要
祖父母と同居・別居となった	保護者の所得により、保育料の算定において同居祖父母等の市町村民税額が合算される場合があります。必要な手続きについては町にお問合せ下さい。
住所が変わった	①教育・保育給付認定変更届 ②住民票等の写し ※教育・保育給付認定変更申請書不要

Q 1号認定で施設を利用したいと考えています。利用申し込みの手続きはどのようにすればよいですか？

A 「教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書」に必要事項を記載し、利用を希望する施設へ提出してください。施設の利用が可能な場合は、施設が利用を内定します。

その後、町が内容を確認し、結果を通知します。ご利用にあたっては、施設と保護者が直接契約していただくこととなります。

Q 利用申し込みに必要な書類を町へ提出すれば、必ず希望する施設を利用することができるのですか？（2・3号認定）

A 各施設には定員があり、利用限度枠が定められています。申し込みの多い施設は利用調整（選考）を行い、保育の必要度が高いと判断される方から順番に利用を決定（内定）し、保護者に結果をお知らせします。

定員オーバーのほか、設備運営基準を満たせない場合（保育士（教諭）等の配置基準を満たせない、お子さんを保育する部屋の面積基準を満たせないなど）は、希望する月に、希望する施設への利用が決定（内定）しない場合もあります。

よって、利用申し込みの際は、希望する施設や、利用が決定しなかった場合の対応などについても十分にご検討いただき、書類を提出して下さるようお願いいたします。

Q 施設空き状況を知りたいのですが？

（1号認定）

A 1号認定での利用がすでに内定している方がいる場合もありますので、詳しい空き状況については、利用を希望する施設にお問い合わせください。

（2・3号認定）

A 保健福祉課児童福祉係までお問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

定員の空き状況については、入所のキャンセル（取下げ）や退所者が出るなどして変更することがあります。

定員に空きがあっても、設備運営基準を満たせないなど、利用が決定しない場合もありますのであらかじめご了承ください。

Q 子どもを連れて施設の見学をしたいのですがどうすればいいですか？

A 見学を希望する施設へ事前に直接お問合せ下さい。

Q 申し込みしたあと、利用調整（選考）の結果はどのようにしてわかるのですか？（2・3号認定）

A 申し込みしたあと、初回の利用調整結果については、利用の可否にかかわらず、保護者あてに窓口または郵送で結果の通知を送付します。結果の通知時期については、利用開始月の前月20日過ぎを予定しています。

Q 「支給認定証」というものが送られてきました。これはなんでしょう？

A 保育を必要とする理由、保育の必要量等を国が定める基準により、町が客観的に審査し認定しますが、その認定の内容などが記載されているものが「支給認定証」です。

支給認定証は、施設から提示を求められることもありますので大切に保管してください。

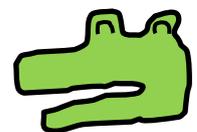
Q 申し込みし、利用調整の結果、利用が決定しませんでした。来月分の利用申込書を提出する必要はありますか？（2・3号認定）

A 利用が決定しなかった（保留になった）場合、保護者の方から利用申し込みの取下げ（キャンセル）や、希望変更の申し出がない限りは、翌月以降も同じ内容で利用調整を行います。

利用申し込み自体は、利用が決定するまで年度内は有効です。

ただし、利用申込書に記載した内容に変更が生じた場合などは、別途書類の提出が必要になることがあります。

利用申し込みを取り下げする場合や、希望する施設を変更する場合は必ず保健福祉課児童福祉係までご連絡ください。



Q 年度途中からの利用を希望しています。利用申し込みを早く行えば、利用調整（選考）のときに有利なのですか？（2・3号認定）

A 利用希望月が同じ場合は、書類の提出時期で優先度に差はつきません。ただし、書類に不備がある場合は申し込み自体を受付できない場合もあるので、時間に余裕を持って申し込みするようにしてください。

例（Ⅰ）：12月に利用を希望し、10月1日に申し込みした

（Ⅱ）：12月に利用を希望し、11月10日に申し込みした

（Ⅲ）：11月に利用を希望し、10月10日に申し込みした

この場合、利用希望の早い（Ⅲ）の利用調整が先に行われます。また、利用希望月は（Ⅰ）・（Ⅱ）とも同じ12月のため、（Ⅰ）の方が書類を早く提出していますが、書類提出が早いという理由で（Ⅱ）より（Ⅰ）が優先されるということではありません。

※ただし、新年度4月初日利用の申し込みについては募集期間を一次から三次まで設けており、この場合は一次募集期間に申し込みした方から優先的に利用調整することとなりますのでご注意ください。

Q 「一時預かり」の料金や予約方法はどのようになっていますか？

A 各施設の利用料金や予約方法、必要な持ち物などについては利用を希望する施設へ直接お問合せ下さい。また、教育・保育給付認定を受けてない3歳～5歳児の保育の必要性のある子ども（満3歳児を含まない）と非課税世帯の0歳～2歳児の保育の必要性のある子ども（満3歳児を含む）は、利用料の補助対象となる場合があるので、詳しくはお問い合わせください。（施設等利用給付）

Q 1号認定で施設をすでに利用していますが、家庭の状況が変わったので2号認定で利用したいと考えています。手続きはどのようにすればよいですか？

A 町へ「教育・保育給付認定変更申請書」、「教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書」及び保育を必要とする事由を証明する書類の提出が必要です。

利用申し込み後、町で利用調整（選考）を行い、利用が決定すれば2号認定で施設を利用することができます。

Q 大鰐町外に住んでいますが、大鰐町内にある認定こども園・保育所を2・3号認定を受けて利用することはできますか？

A 詳しい手続き（提出する書類など）については、まず住民票がある市町村へお問合せ下さい。

なお、住民票が大鰐町外にある場合、お子さんの保育料については住民票がある市町村での基準額が適用されます。（施設で定める追加負担が生じる場合があります。）

Q 大鰐町内に住んでいますが、大鰐町外にある認定こども園・保育所を2・3号認定を受けて利用することはできますか？

A まず、施設のある市町村が広域入所を行っているか確認してください。その市町村が広域入所を行っていない場合、利用申し込みができないこともあります。

広域入所を行っている場合は、大鰐町の様式を使用し、添付書類とあわせて大鰐町へ提出してください。

その場合、申し込みの締切は施設のある市町村によることとなりますのでご注意ください。

Q 保育料の金額を事前に知りたいのですが？

A 3歳～5歳児クラス児童（満3歳児を含まない）に関しては、保育料は無償です。それ以外の0歳～2歳児クラス児童（満3歳児を含む）の保育料は、基本的にお子さんの父母の市町村民税額により決定します。（同一世帯に属して生計を同じくしている扶養義務者である祖父母等が家計の主宰者である場合には、祖父母等の市町村民税額の合算等により決定します。）

お手元に自分の市町村民税額が確認できる資料（所得課税証明書など）がある場合は、ホームページ掲載の認定こども園及び保育所等利用に係る利用者負担額についてをご参照ください。

町で定める保育料のほかに、施設により実費徴収が生じることがあります。料金などについての詳細は、各施設まで直接お問合せ下さい。